

特許庁委託事業

ASEAN 各国における
産業財産権出願代理人制度とその実態調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

(2) 商標、意匠、実用新案（小特許）

ラオスの商標、意匠及び小特許は、ラオス知的財産法において規定されており、特許の規定が準用されるため、これらの出願に関しては原則として特許と同様の制度となります。

5. マレーシア

(1) 特許

① 概要

マレーシアの特許は、マレーシア特許法（“Patents Act 1983 (Act A863, as last amended by Act No. A1264 of 2006)”）によって規制され、マレーシア知的財産公社（“Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)”）によって所管されています。

特許出願人はマレーシア知的財産公社に必要な書類を提出して出願し³⁶、同機関による方式審査及び実体審査を経て³⁷、特許が付与されることとなります。

② 特許出願における代理人資格の要否

マレーシア特許法では、マレーシアにおいて特許代理人として営業、活動等を行う場合には、マレーシア知的財産公社に特許代理人として登録しなければならないと規定されています³⁸。そのため、代理人を通じて特許を出願する場合には、特許代理人として登録されている者に出願を依頼する必要があります。

また、マレーシア国内に住所又は居所を有さない出願人は、特許代理人として登録されている者を通じてのみ出願を行うことができることになっています³⁹。

③ 特許代理人資格の取得方法及び研修方法

特許代理人として登録するためには、以下の要件を満たした上で、申請書類をマレーシア知的財産公社に提出する必要があります⁴⁰。

- (i) マレーシアに法定住所又は恒久的な住所を有していること
- (ii) (a)マラヤ高等裁判所弁護士（“Advocates and solicitor of the High Court in Malaya”）又はサバ州・サラワク州高等裁判所弁護士（“Advocate of the High Court in Sabah and Sarawak”）、(b)特許代理人試験委員会によって承認され

³⁶ マレーシア特許法第 23 条

³⁷ マレーシア特許法第 29 条及び第 30 条

³⁸ マレーシア特許法第 86 条第 2 項

³⁹ マレーシア特許法第 86 条第 5 項

⁴⁰ マレーシア特許法規則（“Patents Regulations, 1986”）第 45 条 C

た高等教育機関における技術又は科学科の学位を有している者若しくは
(c)特許代理人試験委員会によって承認された専門技術又は科学学校を卒業するための資格を有している者であること

(iii) 特許代理人試験に合格していること

特許代理人試験では、特許法、意匠法、商標法、著作権法、パリ条約、特許協力条約、マドリッドプロトコル等の法令・条約に関する試験と、技術知見に関する試験の両方に合格する必要があります。また、これらの法令・条約・技術に関する試験に加えて、クレームドラフティング、明細書、意見書及び補正書作成等に関する実務試験にも合格する必要があります。

特許代理人として登録された後は、研修等に参加する義務はありません。

④ 特許代理人有資格者の概要

マレーシア知的財産公社によれば、2012年には約150名が特許代理人として登録されています⁴¹。また、任意加入の団体ではありますが、特許代理人の協会としてMalaysian Intellectual Property Association (MIPA)が存在しています⁴²。

⑤ 特許代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の権利行使については、民事裁判手続が可能となっていますが、特許代理人はいずれの手続においても代理人となることはできず、通常は資格を有する弁護士がこれらの手続において代理人となります。

特許に関する紛争は原則として知的財産高等裁判所に係属することとなりますが、この裁判所以外に特許の権利行使に関する特別の紛争解決機関は設けられておりません。

⑥ 特許出願代理を行う事務所の概要

知的財産権コンサルタントは、主に法律事務所に所属しています。マレーシアの特許代理人事務所として代表的な事務所の概要は添付表のとおりとなっています。

(2) 商標

① 概要

マレーシアの商標は、マレーシア商標法 (“Trademark Act (Act 175 of 1976, as last amended by Act A1138 of 2011)”) によって規制され、マレーシア知的財産公社によって所管されています。

⁴¹ マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/18720/agent-update20022012.pdf>) 参照

⁴² <http://www.mipa.org.my>

商標登録出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し⁴³、同機関による方式審査、出願広告及び実体審査を経て⁴⁴、商標が登録されることとなります。

② 商標登録出願における代理人資格の要否

マレーシア商標法では、マレーシアにおいて商標登録出願代理人として営業、活動等を行う場合には、マレーシア知的財産公社に商標登録出願代理人として登録しなければならないと規定されています⁴⁵。そのため、代理人を通じて商標を出願する場合には、商標登録出願代理人として登録されている者に出願を依頼する必要があります。

また、マレーシア国内に住所又は居所を有さない出願人は、商標登録出願代理人として登録されている者を通じてのみ商標の出願を行うことができることになっています⁴⁶。

③ 商標登録出願代理人資格の取得方法及び研修方法

商標登録出願代理人として登録するためには、以下の要件を満たした上で、申請書類をマレーシア知的財産公社に提出する必要があります⁴⁷。

- (i) マレーシアに法定住所若しくは恒久的な住所を有していること又はマレーシアに主要な事業場所を有していること
- (ii) (a)特許代理人、(b)マラヤ高等裁判所弁護士又は(c)学位を有しかつ産業財産権の分野において3年以上の経験を有している者であること

商標登録出願代理人の登録は特許代理人と異なり試験を受ける必要はなく、上記要件を満たした場合には自動的に登録されることとなります。

④ 商標登録出願代理人有資格者の概要

マレーシア知的財産公社によれば、2012年には約450名が商標登録出願代理人として登録されています⁴⁸。

⑤ 商標登録出願代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割

特許の場合と同様です。

⁴³ マレーシア商標法第25条

⁴⁴ マレーシア商標法第27条及び第28条

⁴⁵ マレーシア商標法第80条第2項

⁴⁶ マレーシア特許法第80条第1項

⁴⁷ マレーシア商標法規則（“Trademarks Regulations, 1997”）第12条

⁴⁸ マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/documents/10180/18720/agent-update20022012.pdf>) 参照

- ⑥ 商標登録出願代理を行う事務所の概要
特許の場合と同様です。

(3) 意匠

① 概要

マレーシアの意匠は、マレーシア意匠法（“Industrial Designs Act 1996(Act 552 of 1996, as last amended by Act A1996 (Act 552))”）によって規制され、マレーシア知的財産公社によって所管されています。

意匠出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し⁴⁹、同機関による方式審査を経て、公開された上で、意匠が登録されることとなります⁵⁰。

② 意匠出願における代理人資格の要否

マレーシア意匠法では、マレーシアにおいて意匠代理人として営業、活動等を行う場合には、マレーシア知的財産公社に意匠代理人として登録しなければならないと規定されています⁵¹。そのため、代理人を通じて意匠を出願する場合には、意匠代理人として登録されている者に出願を依頼する必要があります。

③ 意匠代理人資格の取得方法及び研修方法

意匠代理人として登録するためには、以下の要件を満たした上で、申請書類をマレーシア知的財産公社に提出する必要があります⁵²。

- (i) マレーシアに法定住所若しくは恒久的な住所を有していること又はマレーシアに主要な事業場所を有していること
- (ii) (a)特許代理人、(b)マラヤ高等裁判所弁護士又は(c)学位を有しかつ産業財産権の分野において3年以上の経験を有している者であること

意匠代理人の登録は特許代理人と異なり試験を受ける必要はなく、上記要件を満たした場合には自動的に登録されることとなります。

④ 意匠代理人有資格者の概要

マレーシア知的財産公社によれば、現時点で約 210 名が意匠代理人として登録されています⁵³。

⁴⁹ マレーシア意匠法第 14 条

⁵⁰ マレーシア意匠法第 21 条及び第 22 条

⁵¹ マレーシア意匠法第 45 条

⁵² マレーシア意匠法規則（“Industrial Designs Regulations, 1999”）第 33 条

⁵³ マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/documents/10192/83926/id-agent-17102012.pdf>) 参照

⑤ 意匠代理人の特許の権利行使及び訴訟に対する役割
特許の場合と同様です。

⑥ 意匠出願代理を行う事務所の概要
特許の場合と同様です。

(4) 実用新案（小特許）

マレーシアの実用新案は、マレーシア特許法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の出願に関しては原則として特許と同様の制度となっております⁵⁴。

6. ミャンマー

ミャンマーでは産業財産権に関する法律が施行されていないため代理人制度は存在しません。

7. フィリピン

(1) 特許

① 概要

フィリピンの特許は、フィリピン知的財産法（“Intellectual Property Code of the Philippines (Republic Act No. 8293)”）によって規制され、フィリピン知的財産庁（“Intellectual Property Office of the Philippines”）によって所管されています。

特許出願人はフィリピン知的財産庁の特許局（“Bureau of Patents”）に必要書類を提出して出願し⁵⁵、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て⁵⁶、特許が付与されることとなります。

② 特許出願における代理人資格の要否

フィリピン知的財産法では、フィリピン国内に住所又は居所を有さない出願人は、フィリピン国内に居住する代理人を通じてのみ出願を行うことができると規定されていますが⁵⁷、代理人の資格に関する規定は存在しないため、現時点では資格なく特許出願人の代理人として出願を行うことが可能となっております。もっとも、実務上は弁護士を代理人として選任することが一般的であり、資格のない者を代理人と選任することはありません。

⁵⁴ マレーシア特許法第 17 条以下

⁵⁵ フィリピン知的財産法第 32 条

⁵⁶ フィリピン知的財産法第 42 条、第 44 条及び第 48 条

⁵⁷ フィリピン知的財産法第 33 条

ADVACAS LAW OFFICE	-	不明	P.O.Box 503, Bo Ho POB, Hanoi, Vietnam	84-4-2118 528		advacas@hn.vnn.vn	N/A
BIGIPA IP Attorneys	-	知財専門	P.O.Box: 523 Vientiane, Lao PDR	84-4-2118 528	84-4-8259 786	bigip.attorneys@gmail.com	http://www.bigipa.com
Hilborne Hawkin & Co.	-	知財専門	2524 North Santiago Blvd. Orange, CA 92867	1.714.283.1155	1.714.283.1555	tbates@hilbornehawkin.com	http://www.hilbornehawkin.com
INTELLEKTUS.COM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575, ZIP Code 1640, Nicosia, Cyprus	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-laos.html

表5 マレーシアの主な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
Ram Rais & Partners	-	法律事務所	Level 31, Menara TH Perdana 1001, Jalan Sultan Ismail 50250 Kuala Lumpur Malaysia	60-3-2693-1125	60-3-2693-0716	ramrais@tm.net.my	http://www.ramrais.com/
WONG JIN NEE & TEO	-	法律事務所	13A-5 Level 13A Menara Milenium 8 Jalan Damansara 50490 Kuala Lumpur Malaysia	603-2092-3322	603-2092-3366	N/A	http://www.wjnt-law.com/
PATRICK MIRANDAH CO.	-	法律事務所	Suite 3B-19-3, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia	603 22 78 86 86	603 22 74 66 77	malaysia@mirandah.com	http://www.mirandah.com/
HENRY GOH & CO. SDN BHD	INTA MIPA APAA	知財専門	SHouse of Henry Goh 217 Jalan Imbi 55100 Kuala Lumpur Malaysia	603-2118-8688	603-2118-8788	hgoh_kl@henrygoh.com	http://www.henrygoh.com/
DREW & NAPIER LLC	-	法律事務所	20 Raffles Place #17-00 Ocean Towers Singapore 048620	65-6535-0733	65-6533-0694	mail@drewnapier.com	http://www.drewnapier.com/home
Shearn Delamore & Co.	-	法律事務所	7th Floor, Wisma Hamzah-Kwong Hing No.1, Leboh Ampang 50100 Kuala Lumpur, Malaysia	(603) 2027 2727	(603) 2078 5625	info@shearndelamore.com	http://www.shearndelamore.com/

SKRINE	-	法律事務所	Unit No. 50-8-1 8th Floor Wisma UOA Damansara, 50 Jalan Dungun Damansara Heights, 50490 Kuala Lumpur Malaysia	603-2094-8 111	603-2094-3 211	skrine@skrine.com	http://www.skrine.com/
ZAID IBRAHIM & CO.	-	法律事務所	TINGKAT 12, MENERA BANK PEMBANGUNAN JALAN SULTAN ISMAIL, 50250 KUALA LUMPUR, MALAYSIA	60-3-29266 88	60-3-29816 32	N/A	http://www.zicolaw.com/
TSAI, LEE & CHEN	-	知財専門	12th Fl., 148 Sung Chiang Rd. Taipei, Taiwan, R.O.C.	886-2-2571 -0150	886-2-2562 -9103	info@tsailee.com.tw	http://www.tsailee.com.tw/
RAJA, DARRYL & LOH	-	法律事務所	18TH FLOOR, WISMA SIME DARBY JALAN RAJA LAUT, 50350 KUALA LUMPUR, MALAYSIA	603-2694 9999	603-2693-3 823	rdl@rdl.com.my	http://www.rajadarrylloh.com/
Parker & Parker Co. LLP	-	法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com
INTELLEKTUS.C OM	-	知財専門	4, Annis Komninis Street, Solea Building, Office 502, P.O.Box 26575	+ 442071486 046		office@intellektus.com	http://www.intellektus.com/trademarks-countries-malaysia.html

表 6 ミャンマーでの出願に対応可能な代理人事務所

事務所名	network	分類	住所	TEL	FAX	Email	HP
BANCA	-	知財専門	15B Trieu Viet Vuong Hanoi, Vietnam	84-4-3-943 3 007	84-4-3-943 3 009	banca@fpt.vn	http://www.bancavip.com
UNITED TRADEMARK & PATENT SERVICES		知財専門	WEST END BUILDING 61-The Mall Lahore 54000 PAKISTAN	9242-7236- 124	9242-732-3 501	Unitedtrademark@UnitedT m.com	http://www.utmps.com/
Parker & Parker Co. LLP		法律事務所	A-3, Trade Center, Stadium Circle, C. G. Road, Ahmedabad - 380 009. INDIA.	+91 79 2640 4153	+91 79 2640 4154	info@parkerip.com	http://www.parkerip.com

特許庁委託

ASEAN 各国における

産業財産権出願代理人制度とその実態調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。